

「危険箇所CHECKER」アプリケーション使用許諾に関する利用規約

箕面市教育委員会（以下、「委員会」といいます）が提供する「危険箇所CHECKER」（以下、「本アプリ」といいます）をご利用になる前に以下の利用規約（以下、「本規約」といいます）を必ずお読みください。本規約をお読みいただき、承諾いただいた場合のみご利用いただけます。

なお、未成年者については、本規約について親権者等の法定代理人の事前の同意を得た上で、本アプリをご利用ください。

第1条（使用許諾）

- 1 本規約は、委員会が提供する本アプリの利用者が、本アプリをインストールし、利用する際に一切に適用されます。
- 2 本アプリをインストールすることにより、利用者は本規約を承諾したものとみなします。
- 3 利用者は、前項に基づき、自己の費用と責任において本アプリを利用者自身のスマートフォンにダウンロード及びインストールするものとし、本アプリのダウンロード、インストール及び使用に伴う通信料等は利用者が負担するものとします。また、委員会が別段の意思表示をしない限り、委員会は本規約に基づき本アプリを無償で使用することができる非独占的かつ譲渡不能な権利を利用者に許諾します。

第2条（利用環境・稼働環境）

- 1 本アプリを使用するために必要となるスマートフォン、通信手段などは利用者の費用と責任において備えるものとします。
- 2 委員会が推奨する本アプリの稼働環境で本アプリを利用した場合であっても、本アプリの正常な動作を保証するものではありません。通信環境の状況等により、本アプリが動作しない、又は使用できない場合であっても、委員会はサポート等を含む一切の責任を負うものではありません。

第3条（禁止行為）

前条に基づき委員会から本アプリの使用を許諾された方（以下、「利用者」といいます）は、本アプリに関し、理由の如何にかかわらず次の各号の定めに該当する行為、又はその恐れのある行為を行わないものとします。

- (1) 本アプリを複製する行為

- (2) 本アプリを第三者に配布（Webサイト又はBBS（電子掲示板）などへのアップロード及び雑誌又は書籍などへの貼付を含みます）、レンタル、リース、貸与若しくは譲渡し、又は使用させる行為
- (3) 本アプリの修正若しくは改変する行為
- (4) 本アプリのソースコードを解析し、リバース・エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、翻案を行う行為
- (5) 本アプリ、委員会又は第三者の情報端末、通信機器の機能を害するように設計されたマルウェア等の有害なプログラムを含む情報等を送信する行為
- (6) 法令に違反する、若しくはそのおそれがある行為、あるいはそれに類似する行為
- (7) 委員会あるいは第三者の知的財産権、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (8) 委員会あるいは第三者を差別若しくは誹謗中傷し、その名誉、信用、プライバシー等の人格的・財産的権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
- (9) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為
- (10) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様において本アプリを利用する行為
- (11) 委員会あるいは第三者に迷惑・不利益をおよぼす行為、本アプリの品質等を低下させるような行為、本アプリに支障をきたすおそれのある行為、又は本アプリの運営を妨げる行為その他委員会あるいは第三者の信頼を損なうような行為
- (12) その他、委員会あるいは第三者の利益を侵害したり、公序良俗に違反し、委員会あるいは第三者の権利を著しく侵害すると委員会が判断した行為
- (13) その他、委員会が不相当と判断する行為

第4条（本規約及び本アプリの変更）

- 1 委員会は、利用者の承諾を得ることなく、本規約及び本アプリの内容変更（本アプリのバージョンアップを含む）を行うことができるものとします。
- 2 本規約及び本アプリの変更は、本アプリ提供サイトに提示を行った時点で効力を有するものとします。ただし、重要なものについては改めて同意を取得します。

第5条（本アプリの利用中止及び中断）

- 1 委員会は本アプリの利用を中止及び中断（一時的に利用できない状態にすることをいいます）をすることがあります。
 - (1) 本アプリのバージョンアップを行うとき

(2) その他、本アプリが正常に動作せず、本アプリを継続して提供することが著しく困難なとき

2 委員会は、前項の規定により、本アプリの利用を中止する場合は委員会のホームページ上にて利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第6条（権利の帰属）

1 本アプリの著作権等を含む知的財産権その他一切の権利は、委員会に対して本アプリの使用を許諾している開発元若しくは本アプリに含まれる知的財産権を許諾する正当な権利・権限を有する開発元以外の第三者に帰属します。本規約において明示的に定めがある場合を除き、利用者は本アプリに関する知的財産権その他いかなる権利を取得するものではありません。

2 利用者は、本アプリを通じて入手したいいかなる情報について、著作権法及び関連諸法規等で認められた私的利用の範囲を超える複製、販売、出版、放送、自動公衆波送信等のための利用はできません。また、これらの行為を第三者にさせることもできません。

3 本条の規定する違反行為をしたことに起因して紛争が生じた場合は、利用者は自己の責任と費用において、この紛争を解決するとともに、いかなる場合においても委員会は一切の責任を負わないものとします。

第7条（個人情報の取扱について）

1 委員会は、本アプリを通じた氏名、電話番号など、特定の個人を識別することができる情報（以下、「個人情報」といいます）の収集・利用・管理については、箕面市個人情報保護条例に基づき第2項、第3項及び第4項のとおり適切に取り扱うとともに、利用者が安心して利用できるアプリ運用に努めるものとします。

2 本アプリを通じて委員会が個人情報を取得する際は、利用者ご本人の意思による情報の提供を原則とします。情報を取得する際には、利用する目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で取得いたします。

3 委員会が収集した個人情報は、危険箇所の管理及び改善のために利用いたします。個人情報の収集目的を越えた利用及び提供は、箕面市個人情報保護条例で定める場合を除き一切行いません。

4 委員会は、収集した個人情報について、厳重に管理し、漏えい、不正流用、改ざんなどの防止に適切な対策を講じます。また、保有の必要のなくなった個人情報については、確実かつ速やかに消去いたします。

第8条（提供された情報について）

1 利用者が本アプリを通じて委員会に提供するすべての画像、位置情報、コメントその他の情報（以下、「情報等」といいます）については、それがいかなる情報等であっても委員会に提供した時点で、その情報等に関する一切の権利を放棄したものとみなされ、利用者は著作権人格権などを含めて一切の権利等を行使できないものとし、その情報等は委員会に帰属し、委員会によって管理します。

2 前項は、利用者が委員会へ提供した情報等の適法性や妥当性等について、委員会が責任を負うものではなく、違法又は不当な情報等についての責任はすべて、それらの情報等を提供した利用者が負担します。

3 本アプリでは、利用者の操作により、次に掲げる範囲内で、利用者に関する情報の取得停止又は削除を行うことができます。

(1) 利用者が本アプリに登録した情報等は、別途利用者が保有するメール送信機能を有するアプリにて、委員会へメール送信を行う前であれば、本アプリ内で削除することができます。

(2) 利用者がスマートフォンのGPS機能をOFFにすることで、詳細な位置情報の取得が停止されます。

4 委員会へ提供された情報等は、インターネットにて公開される可能性があります。ただし、提供元の利用者を特定する情報は公開されません。

5 前項及び次に掲げる場合を除き、委員会は、利用者の同意を得ることなく、本アプリにおいて利用者から提供された個人情報を開示、又は第三者に提供することはありません。

(1) 危険箇所の管理及び改善を行うために委員会が認める第三者への開示

(2) 条例を含む法令に定めがあるとき

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき

(4) その他、公益上特に必要があり、かつ、利用者の権利・利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき

6 委員会は、提供された利用者の個人情報及び危険箇所に関する情報等について、危険箇所情報の収集・管理・改善・公開以外の目的には一切使用しません。

第9条（免責）

1 委員会は、利用者及びその他の第三者が本アプリの使用にあたり、又は本アプリに関連して損害を被った場合であっても、その責任を一切負いません。

- 2 委員会は、利用者に対し、本アプリで提供する情報、品質について、完全性、確実性、正確性、有用性等のいかなる保証も行いません。
- 3 委員会は、利用者に対し、本アプリに関する技術サポート、保守、デバッグ、アップグレード等のいかなる技術的役務の提供義務も負いません。
- 4 委員会から利用者に提供される本アプリに係る情報についても、本条各項の規定が適用されます。
- 5 委員会の故意又は重大な過失があった場合は、前4項の規定は適用しません。

第10条（利用の終了）

1 利用者が本規約に違反したと判断したとき、又は委員会が不適切と認める利用行為が行われた場合、委員会は直ちに本アプリの使用許諾を取り消すことができるものとし、万一、これにより委員会が損害を被ったときは、利用者はその損害を委員会に賠償するものとし、

使用許諾が取り消された利用者は、速やかに本アプリのアンインストールを行い、本アプリに関するデータ等を破棄するものとし、

2 利用者が本アプリをスマートフォンからアンインストールしたとき、利用者は本アプリの利用を終了するものとし、

第11条（委員会が行う本アプリの提供終了）

1 委員会は、本アプリの提供を終了することができるものとし、この場合、委員会は利用者に対して、いかなる責任も負わないものとし、

2 前項に該当する場合、委員会はホームページ等の委員会が適当と判断する方法により、利用者に通知します。

第12条（利用者の遵守事項）

1 利用者は、本アプリ及び本アプリに使用されている技術(以下、「本アプリ等」といいます)を利用するにあたり、外国為替及び外国貿易法その他の日本国の輸出関連法規、並びに、米国輸出管理規制に基づく輸出規制の対象となる可能性があること、並びにその他の国における輸出規制対象品目に該当している可能性があることを認識の上、これらの法規を遵守するものとし、本アプリ等を適正な政府の許可なくして、禁輸国若しくは貿易制裁国の記号、居住者、又は、取引禁止者、取引禁止企業に対して、譲渡、輸出又は再輸出しないものとし、

2 利用者は、本アプリ等を、外国為替及び外国貿易法その他の日本国の輸出関連法規に定める核兵器を含む大量破壊兵器、通常兵器等の開発、製造、使用のために利用しないものとし、

第13条（分離性）

本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

第14条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行は日本国法に準拠するものとします。

第15条（紛争の解決）

1 本規約の状況又は本規約に定めのない事項について紛議などが生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本規約に関する紛争は大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条（その他の事項）

1 利用者は、本アプリの利用を終えた後であっても、本規約で定める義務を遵守するものとします。

2 利用者は、委員会が何ら予告なく本アプリの内容を変更する場合があることに同意します。

以上

【附則】

本規約は、平成26年2月1日より適用します。

箕面市教育委員会